
データ連携基盤の共同利用について

2024年10月23日

第3回ひょうご地域DX推進検討会

兵庫県 企画部 デジタル戦略課

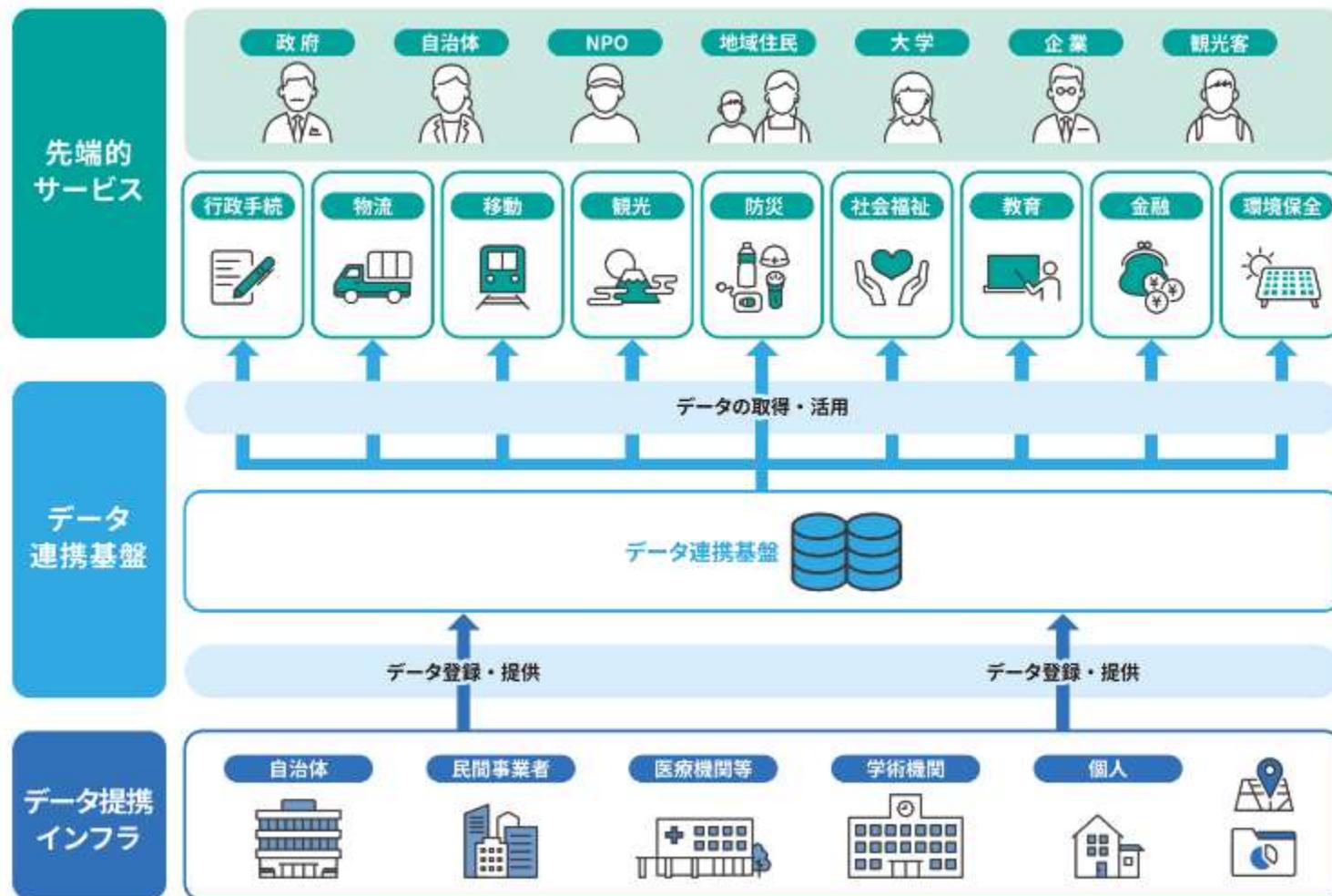
I データ連携基盤の概要

- 1 データ連携基盤とは
- 2 基盤の必要性
- 3 基盤の整備状況

II データ連携基盤の共同利用について

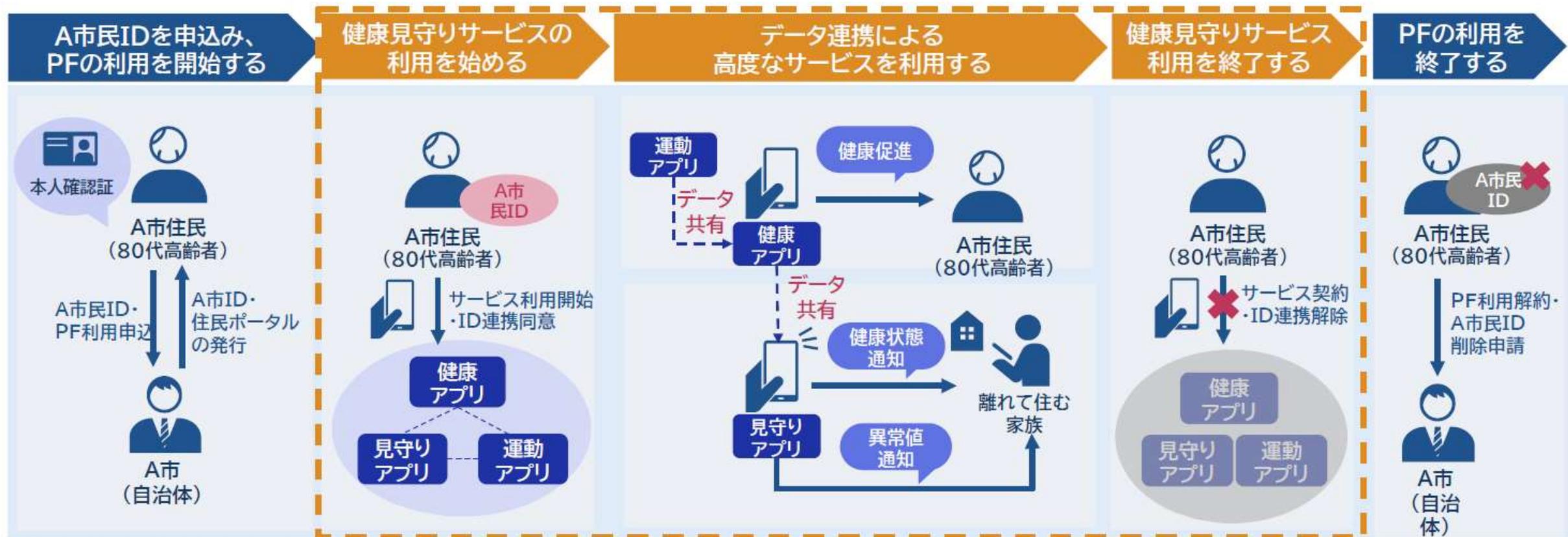
- 1 国の方針
- 2 共同利用の効果
- 3 国内の主な動き
- 4 本県のビジョン案
- 5 今後の課題

- データ連携基盤は、自治体、企業、個人など多様な主体から提供されるデータを集約し、複数のサービス間で横断的に活用したり、新サービスの創出につなげたりするための基盤



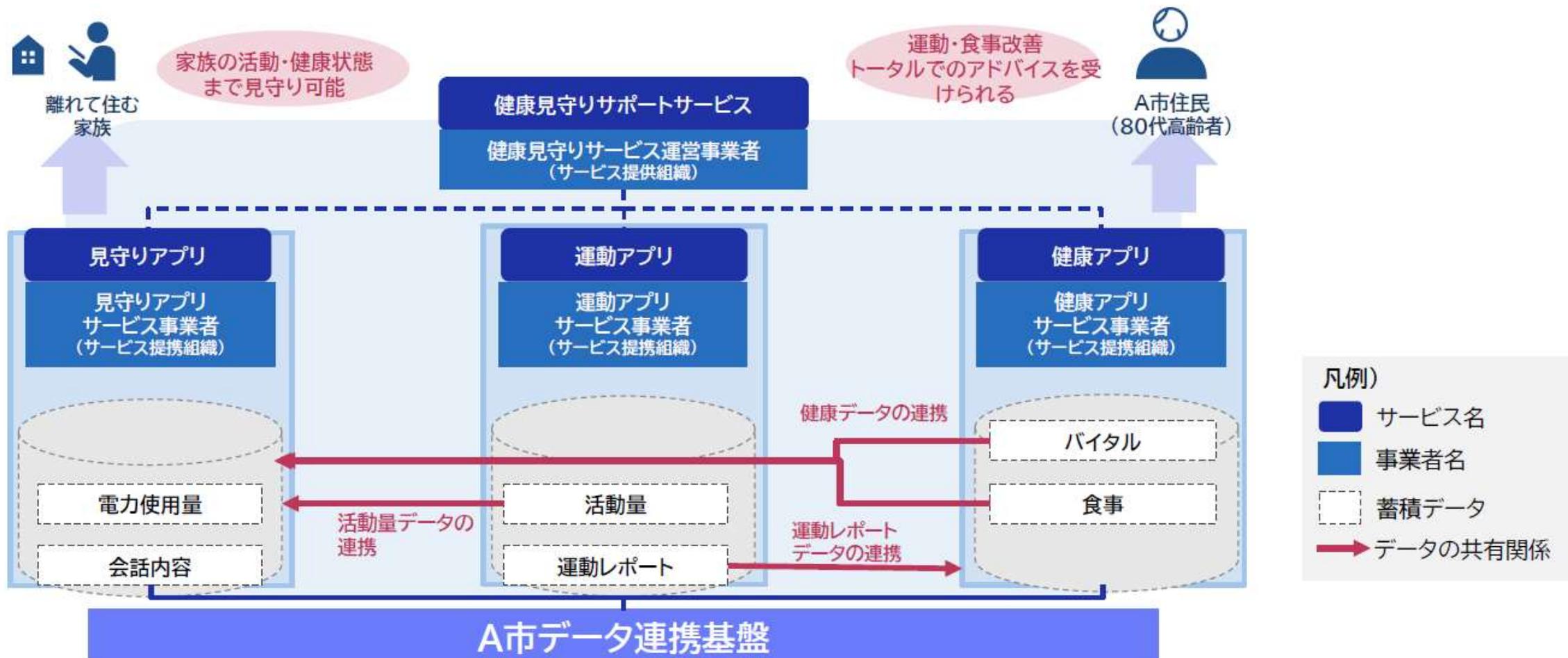
データ連携基盤を用いたサービスイメージ (1) 具体的な利用シーン

- A市民 (80代のKさん) は、健康見守りサービスに加入すると、既存の運動・健康・見守りの各アプリで蓄積されたデータを使用して高度化されたサービスを受けることができる。(例：運動量にあわせた健康促進や離れて住む家族への見守り状況共有など)



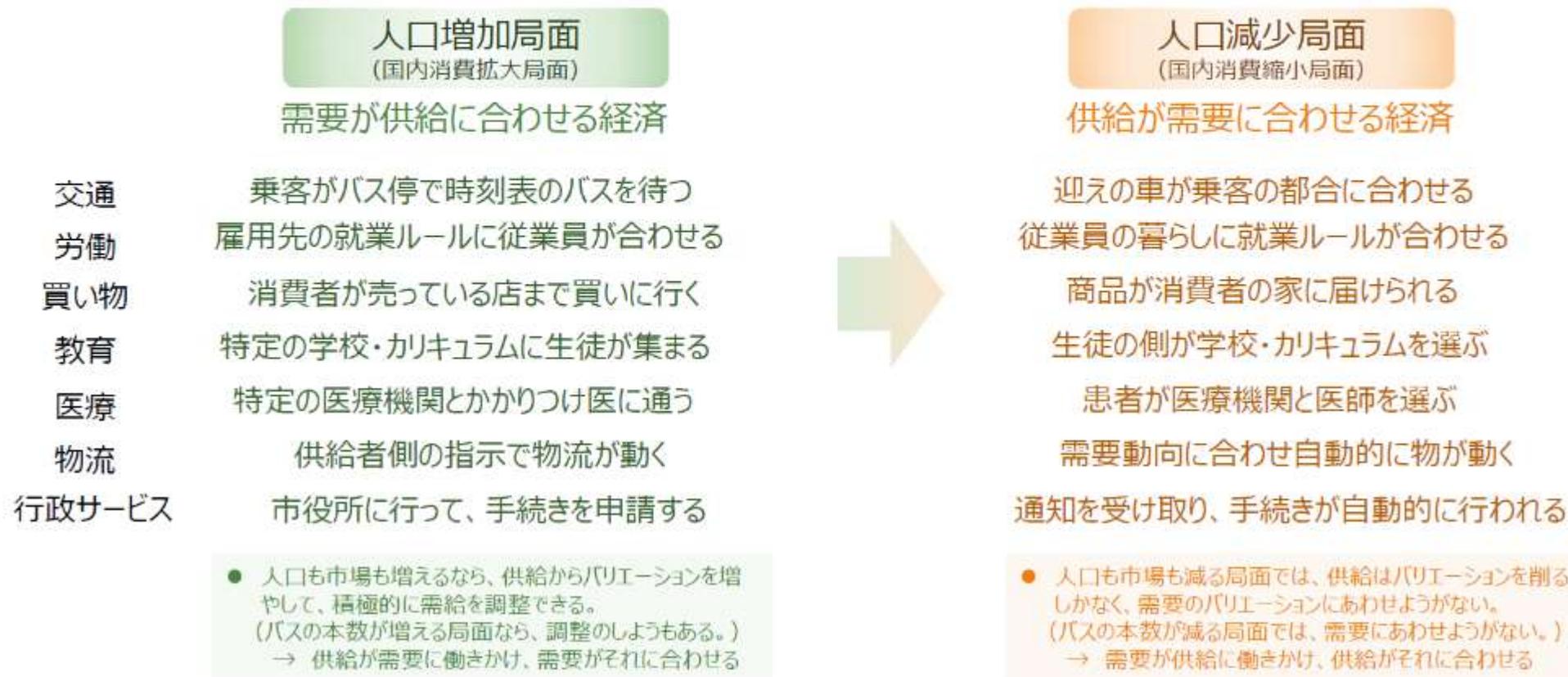
データ連携基盤を用いたサービスイメージ (2) データ連携イメージ

- 各サービス事業者が提供するアプリで蓄積されたデータが、データ連携基盤を介して連携先のアプリに共有される。



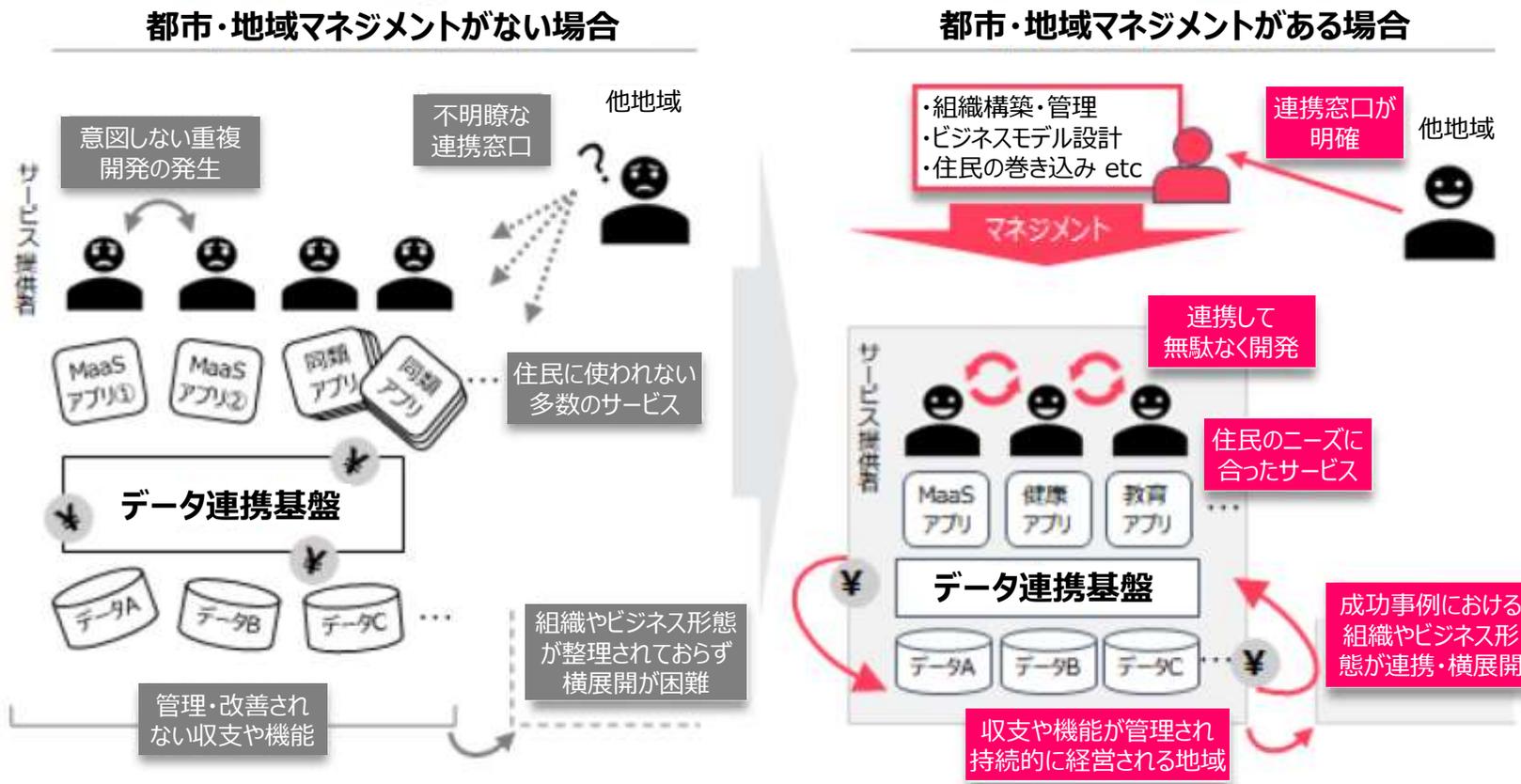
「需要が供給に合わせる経済」から「供給が需要に合わせる経済」へ

- 人口増加局面では、バス停に来るバスを待つなど、**需要が供給に合わせる**。しかし、人口減少局面では、バスが顧客の都合に合わせて動くなど、**供給が需要に合わせる**ことになる。
- **その実現には、需給をリアルタイムで把握し、供給側の意思の確認を待たずに先にものやサービスを動かすデータの活用が鍵**。事業者の枠組みを超えて、**データの活用を可能とするデジタル基盤が必ず必要**となる。



I データ連携基盤の概要 2 基盤の必要性

- データ連携基盤を介して複数のサービス提供者間でデータを共有することで、利用者ニーズにより合致したサービス提供を実現し、連携の欠如による無駄なサービス開発・提供を防止



都市や地域という大規模な集合体における持続的な経営と、相互運用や横展開を実現するには、都市・地域マネジメントが必要不可欠

- 主にデジ田交付金の後押しにより、自治体によるデータ連携基盤の構築が近年急速に進展
- 自治体保有のデータ連携基盤は90を超え、基盤を活用した様々なサービスが展開されている

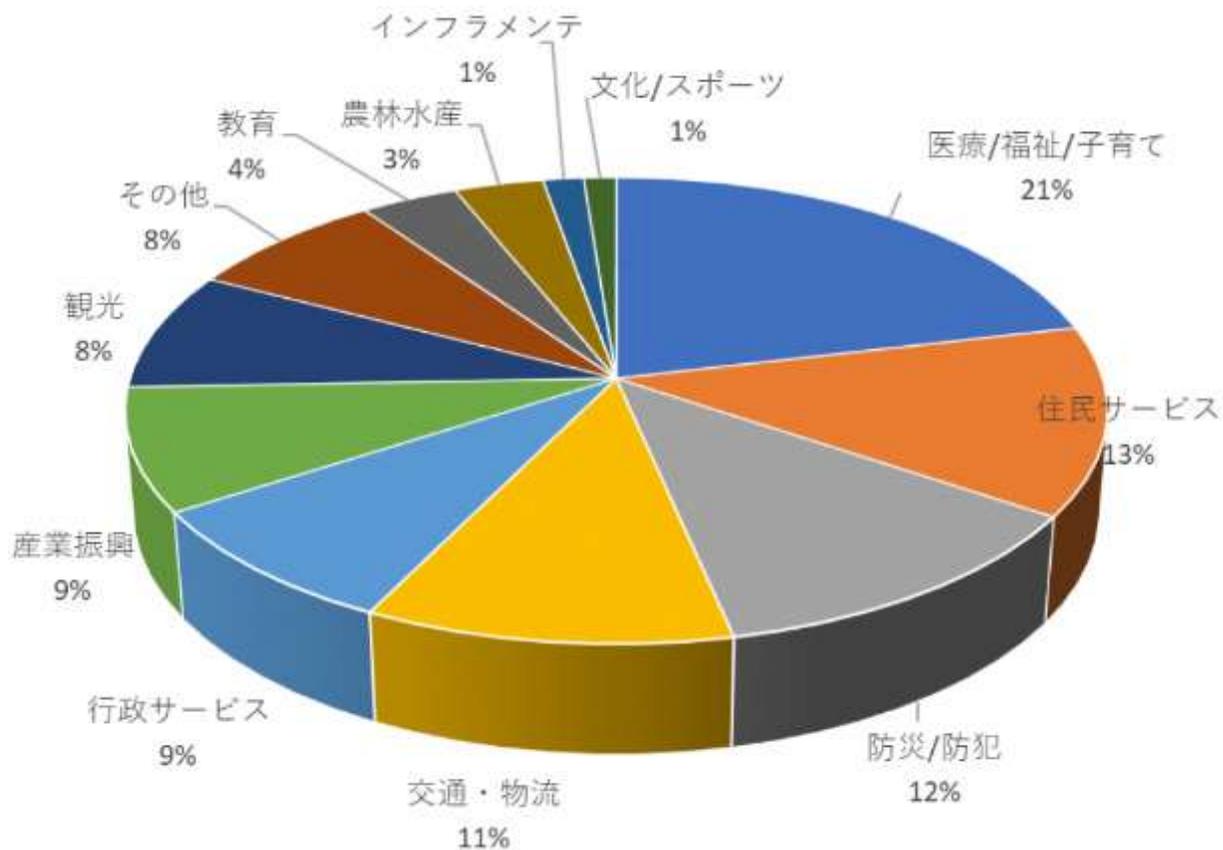
自治体が保有するデータ連携基盤数（令和6年5月末時点）

| 府県名 | 基盤数 | 府県名 | 基盤数 | 府県名 | 基盤数 | 府県名 | 基盤数 |
|-----|-----|------|-----|------------|----------|------|-----|
| 北海道 | 3 | 東京都 | 3 | 滋賀県 | 1 | 香川県 | 2 |
| 青森県 | 1 | 神奈川県 | 3 | 京都府 | 1 | 愛媛県 | 3 |
| 岩手県 | 0 | 新潟県 | 0 | 大阪府 | 3 | 高知県 | 0 |
| 宮城県 | 1 | 富山県 | 4 | 兵庫県 | 4 | 福岡県 | 2 |
| 秋田県 | 0 | 石川県 | 4 | 奈良県 | 1 | 佐賀県 | 1 |
| 山形県 | 0 | 福井県 | 1 | 和歌山県 | 4 | 長崎県 | 2 |
| 福島県 | 3 | 山梨県 | 1 | 鳥取県 | 1 | 熊本県 | 1 |
| 茨城県 | 3 | 長野県 | 2 | 島根県 | 0 | 大分県 | 1 |
| 栃木県 | 3 | 岐阜県 | 2 | 岡山県 | 4 | 宮崎県 | 3 |
| 群馬県 | 3 | 静岡県 | 3 | 広島県 | 5 | 鹿児島県 | 0 |
| 埼玉県 | 3 | 愛知県 | 1 | 山口県 | 3 | 沖縄県 | 1 |
| 千葉県 | 2 | 三重県 | 3 | 徳島県 | 0 | 計 | 92 |

兵庫県内市町のデータ連携基盤保有状況

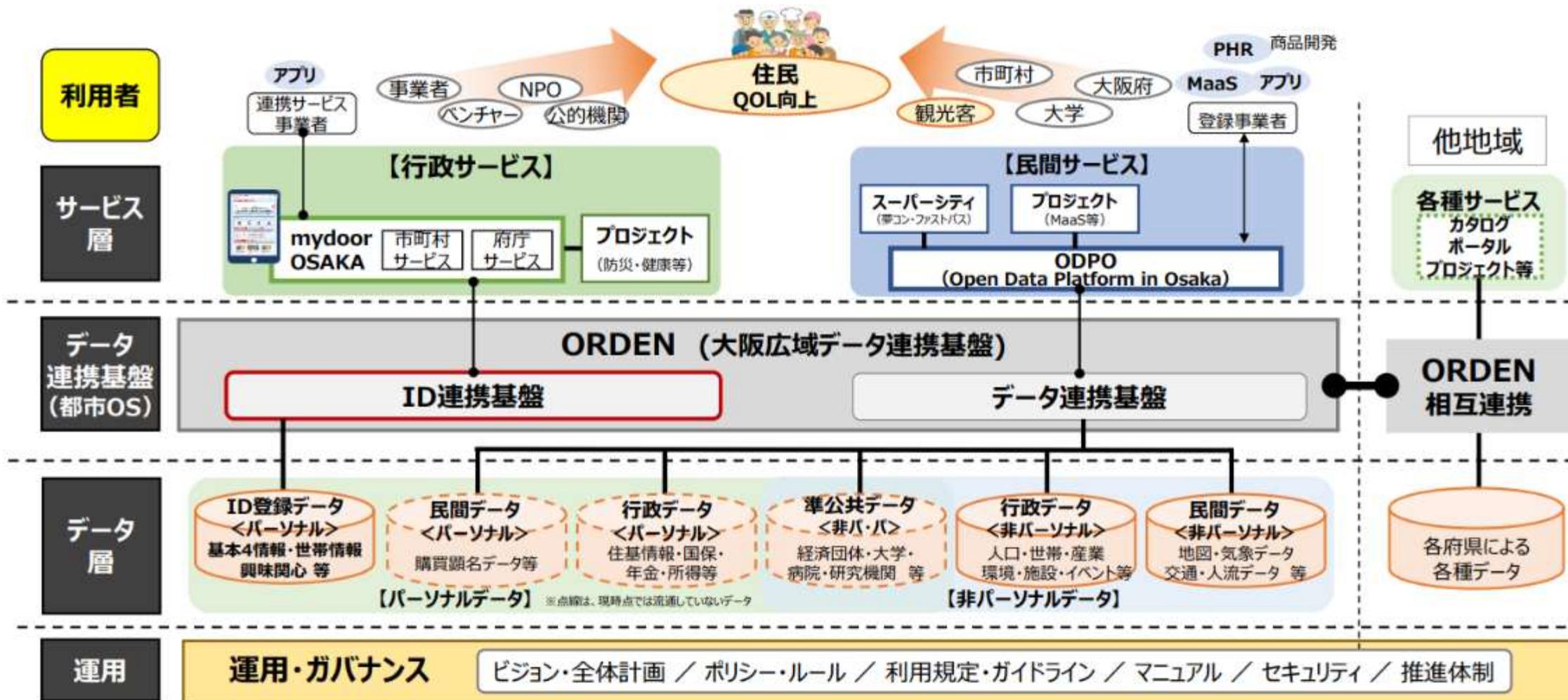
・姫路市 ・加古川市 ・加西市 ・養父市 の4市が保有
 ※県としては基盤を持っていないが、CGハザードマップ、オープンデータカタログサイト等のデータ連携基盤に近い仕組みは持っている。

データ基盤を用いた分野別サービス展開状況



大阪府のデータ連携基盤「ORDEN」※「Osaka Regional Data Exchange Network」の頭文字

大阪府が「スーパーシティ型国家戦略特区（内閣府）」の実現に不可欠な社会インフラとして整備（令和4年度～）



- 基盤に係る重複投資を抑制するため、国は自治体のデータ連携基盤の「共同利用」を要請

事務連絡
令和6年5月10日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市区町村担当課 } 御中

デ ジ タ ル 庁

データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、各種デジタル田園都市国家構想に関する施策に取り組んでおりますが、地域内におけるデータ連携基盤有効活用の観点に立つと、既存のデータ連携基盤を複数の団体で利用することにより、複数サービス（分野）間のデータ連携を推進することが有用な選択肢のひとつになり得ます。暮らしを支えるサービスのデジタルトランスフォーメーションには、分野を超え、データの連携・共有を行うデータ連携基盤が不可欠です。現在、80以上の自治体においてデータ連携基盤の整備が進んでおりますが、このまま新規の整備が広がっていくと、同一機能を有した基盤への重複投資が広がる恐れがあります。このため、下記1に示す「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」を基にし、データ連携基盤の共同利用を促すことといたします。

また一方で、データ連携基盤に関しては、技術、法制度、事業等の観点でその実態や方法論、優良事例が整理されているとは言い難い状況でもあります。そこで今般、各都道府県を軸として現状把握等を行っていただきつつ、デジタル庁においては関係府省とも連携して必要な調査研究等を行いこれらを明らかにし、データ連携基盤の有効な活用を促すことといたします。

デジタル庁「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」

- 1) 分野別にデータ連携基盤は、原則、各都道府県で1つに限る
- 2) 分野間のデータ連携基盤は、各都道府県で1つに限る
- 3) これらは原則、「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ」が推奨するデータ連携基盤技術から採用する

令和6年度中に都道府県ごとに「共同利用ビジョン」を策定すること

《都道府県をハブにしたデータ連携基盤の共同利用イメージ》

事業組成のタイミングにて相談
情報提供・仲介
取組概要・基盤のスペック・各市区町村の意向等を吸い上げ
新しく基盤を構築したい
県の紹介にてコンタクト

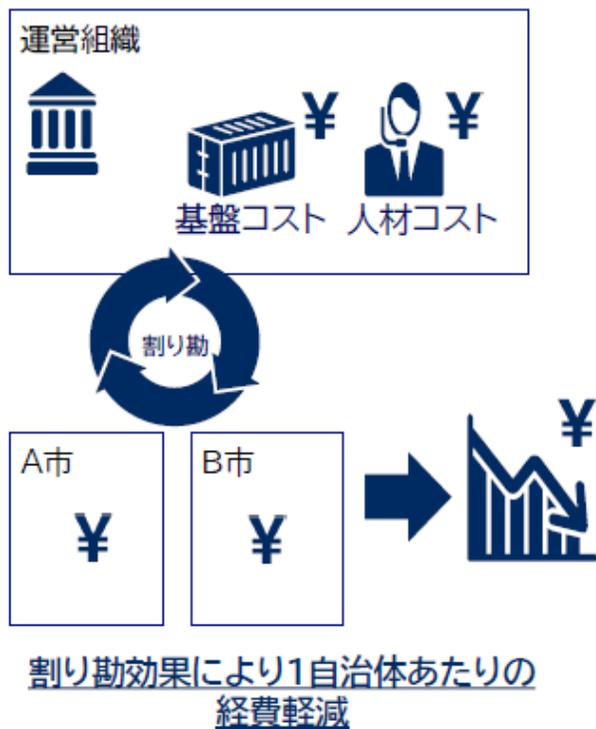
出典：第16回デジタル田園都市国家構想実現会議（R6.6.10）デジタル庁資料

デジタル庁が自治体向けの「データ連携基盤の共同利用ガイドブック（本編、Appendix（付録））」を公開（R6.10.10）

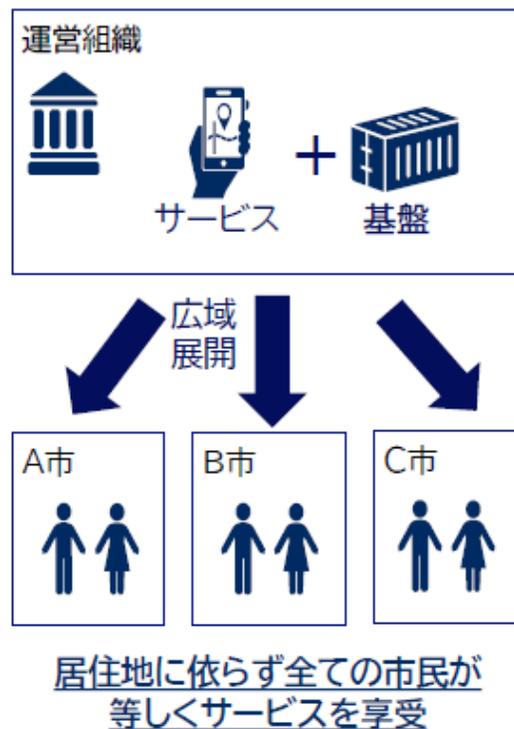
自治体がデータ連携基盤を共同利用するメリット

[共同利用の効果]

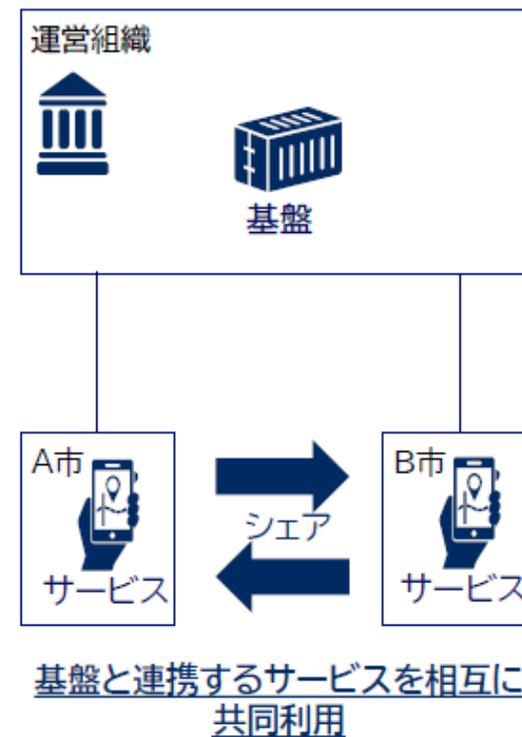
i) コスト削減
(割り勘効果や重複投資の回避)



ii) 広域でのDX化推進



iii) サービスの共同利用促進



出典：デジタル庁「データ連携基盤の共同利用ガイドブック 本編」(R6.10.10)

※データ連携基盤の共同利用に係る先行自治体ヒアリング結果より(対象10団体中共同利用実施中は8団体)

- データ連携基盤の共同利用は、優れたサービス／システムの横展開と密接に関連するため、令和6年3月に発足した「デジタル化横展開推進協議会」でもデータ連携基盤の部会が設置され、官民連携で検討が行われている。

「デジタル化横展開推進協議会」の概要

【目的】 地域課題を官民で効果的に解決するデジタル化の横展開を推進すること

【ミッション】

- ①地域におけるデジタル投資の拡大・事業化の促進
- ②選択肢のある健全なデジタル市場の形成
- ③デジタル投資を支え地域の課題を解決する人材育成

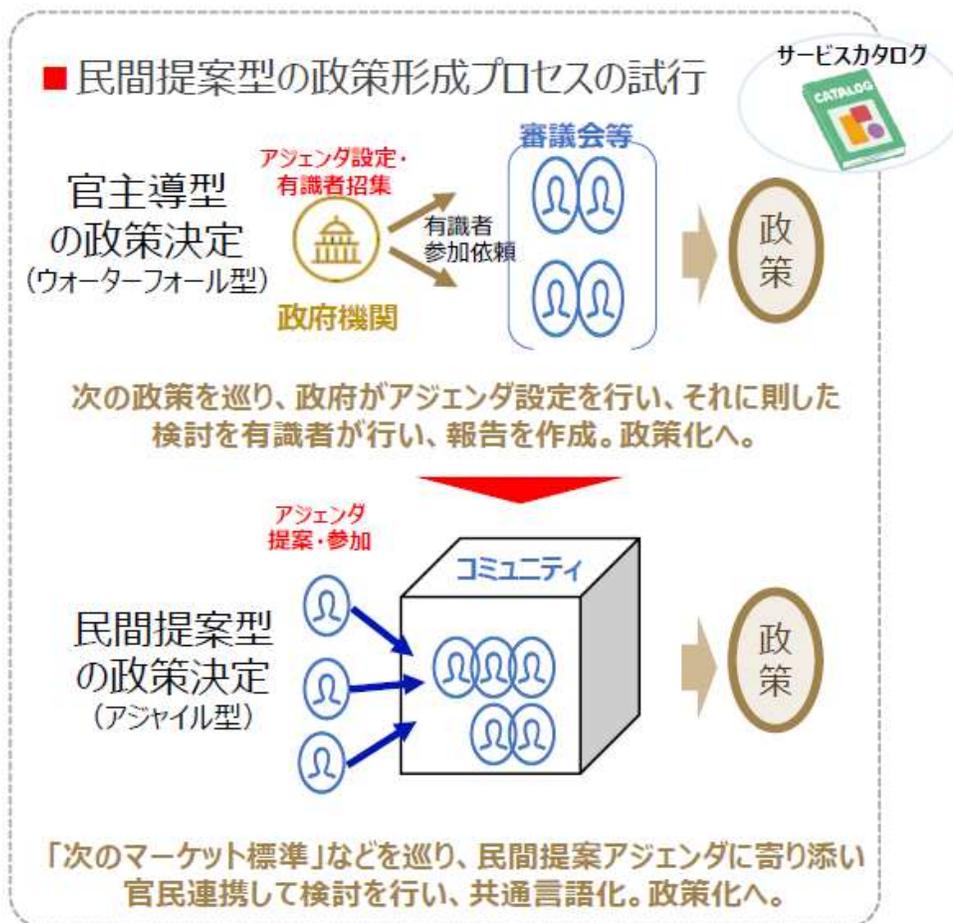
【6つのプロジェクトのコミュニティ】

- ①サービスカタログ
- ②データ連携基盤
- ③Well-Being指標推進
- ④デジタル認証
- ⑤まちづくり参加アプリ
- ⑥デジタルワークシェア

【会員（R6.10.16現在）】

223社、68自治体、その他63団体 計354団体が参加

本協議会がめざす政策形成プロセスの転換



兵庫県データ連携基盤共同利用ビジョン（案）

1 データ連携基盤の現況

- ・県内では姫路、加古川、加西、養父の4市がデジ田交付金等を活用してデータ連携基盤（以下「基盤」という。）を整備済（次頁参照）
- ・県でも「CGハザードマップ（2005年～）」「オープンデータカタログサイト（2015年～）」等の基盤を運用中（いずれも非パーソナル領域）
- ・県内外に既に基盤が多数あり、県が新たな基盤を整備する状況にもなく、各団体が必要に応じて既存の基盤を有効活用すべき状況と認識

2 基本的な方向性

- (1) 基盤を必要とする団体がそれぞれの必要に応じて既存の基盤を共同利用する形を作ることをめざす。
- (2) 県内4市が整備した4つの基盤について、各市と連携し、県内での共同利用を推進する。
- (3) 共同利用の範囲を県域に閉じる必要はないため、県域を超えた共同利用も推進するものとし、全国都道府県に協力を求める。
- (4) 基盤の共同利用は以下を基本に進める。
 - ・基盤を保有し、他団体との共同利用をめざす団体は、共同利用の要綱を作成する。
 - ・要綱には、利用料を含め、保有する基盤を他団体の利用に供する際の基本ルールを明示する。
 - ・基盤を保有し、他団体との共同利用をめざす団体は、当該基盤の仕様情報を公開するとともに、共同利用の申請窓口を開設する。

3 考慮事項

- (1) 共同利用は双方の合意により行うべきものであるが、県も相談窓口を開設し、共同利用に向けた協議が円滑に進むよう支援する。
- (2) 本ビジョンは今後の状況変化に合わせて柔軟に見直すものとする。

<当面の想定スケジュール>

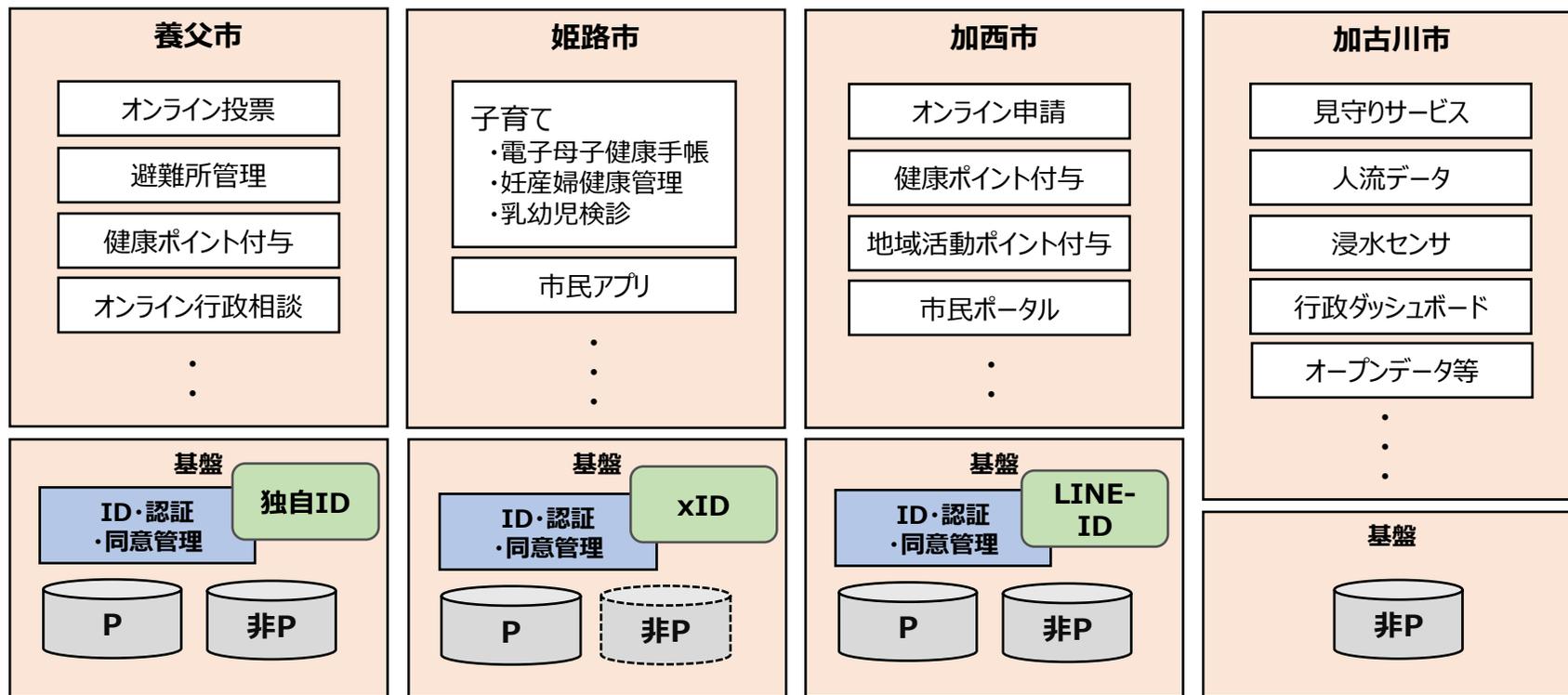
- 令和6年10月 本ビジョン案と共同利用の要綱ひな型案に係る県内市町意見照会 ※本検討会後に文書を発出予定
- 令和7年4月以降 基盤を保有し、他団体との共同利用をめざす団体の状況に応じて共同利用を推進

【参考】兵庫県内4市のデータ連携基盤の現状

- 県内では以下の4市がデジ田交付金等を活用して近年、データ連携基盤の整備を進めてきた。それぞれにサービス拡大を検討中である。
- 現状では各市のデータ連携基盤の構成は、「パーソナル領域」と「非パーソナル領域」に分かれており、提供しているサービスも区々である。
- 政府が提供するデータ仲介機能（ブローカー）※等の推奨モジュールを全市が採用してる訳ではなく、個々にシステム開発を行っている。

※「データ仲介機能（ブローカー）」とは、①データ翻訳機能と②認証送達機能を持った、データ連携基盤に必ず必要となる部品（ビルディングブロック）のこと。

県内4市のデータ連携基盤イメージ



共同利用・相互連携する場合、IDや認証、データ項目等の統一化が必要となる。

: パーソナルデータを扱う基盤
 : 非パーソナルデータ（オープンデータ）を扱う基盤

- データ連携基盤に関しては、共同利用の前に基盤が有効に機能するユースケースの積み上げが必要な状況であり、また、基盤の共同利用についてもメリットの見極めが必要な状況と認識

1 データ連携基盤に係る主な課題

(1) 有益なサービス（ユースケース）の普及

- 住民にとって有益なサービスの開発と普及、そのサービスに不可欠なデータ連携基盤のあるべき姿の議論が必要
- 住民にとって使いやすい認証IDは何なのか、マイナンバーカードの将来像を踏まえた目利きが必要
- 基盤によって「サービス」と「データ」を結び付けてどのような付加価値を提供できるかの見える化が必要

(2) サービスモデルの確立と持続性の確保

- 民間サービス（受益者負担）と行政サービス（税金で負担）の境目の明確化と、サービスコストの適正化が必要
- パーソナルデータ領域と非パーソナルデータ領域を区分し、まず後者で有益なサービスモデルの開発を進めることが必要

(3) 住民の利便性を損なわないサービス連携モデルの模索

- 個人情報漏えいリスクへの対応。オプトインを前提に基盤を通じたデータ連携がどの程度まで可能かの検討が必要
- サービス利用のために複数のアプリケーションのダウンロードを求められたり、複数回の認証を求められたりと、UI/UXを損なう事例も散見される。サービスと基盤がシームレスに相互連携できる仕組みが必要

2 課題に対する今後の取組方向

- (1) ユースケースと基盤をセットにして、より便益が明確な形での横展開を県内市町と連携して訴求する。
- (2) 先行的な取組で知見を有する各種団体との連携による情報収集、県内市町への情報共有を進める。
- (3) 普及する可能性の高い「サービス」と「データ連携基盤」の見極めと、県内導入状況の把握、共通化の検討を進める。